

公正証書

遺言のしおり

日本公証人連合会

遺産争いを防ぐには、遺言の作成を・・・

- わが国の民法は、戦後、長子相続から共同相続に改められ、相続人である子供の間では、相続の割合は原則として平等（均分）とされました。このように法律が根本的に変わったことに加えて、戦後核家族化が急速に進むとともに、各相続人の権利意識も高まるなどした結果、遺産分けの話がなかなかまとまらず、骨肉の争いがしばしば起こるようになりました。
- 「きょうだいは他人の始まり」という言葉があります。その上、それぞれのきょうだいに配偶者が応援団としてついていきますから、なお始末が悪く、なかなか話がまとまらないのです。「サラリーマン、退職金だめなら、親の遺産」ともいわれます。遺産をめぐる争いが起こるのは無理がないともいえるでしょう。
- それでは、このような遺産をめぐる争いを防ぐには、どうしたらよいのでしょうか。そのためには遺言をするのが最も有効な方策といえるでしょう。
- 例えば、遺産として土地と建物と預貯金がある場合、「長男には土地と建物を、次男と長女には預貯金をそれぞれ2分の1ずつ相続させる。」というような遺言をしておけば、それぞれが遺言どおりの財産を取得することができることとなりますから、争いの余地は格段に少なくなるといえるでしょう。

また、家業を継いでいる子には、家業に必要な財産を相続させたいと思うのは当然でしょうし、面倒をよく見てくれる子には、全く寄りつかない子よりも多く相続させたいと考えるのが親の人情でしょう。このような場合、遺言をすることによって法律で定められた相続の割合（均分）を修正することができるのです。
- このような遺言の効用が一般に認識されてきた結果、現在では「財産を残すなら、遺言をせよ。」「遺言は当たり前の時代に」というように、これが一般的な社会常識になってきたといえます。

遺言が特に必要な場合は・・・

- 財産がある限り、遺言をするのが望ましいといっ
てよいと思われませんが、特に遺言が必要な場合
を4つあげてみましょう。

●夫婦の間に子がない場合

子がない場合に夫が死ぬと、妻が全財産を相続
できると思っている人がいます。しかし、夫に兄
弟姉妹があれば、妻の相続分は4分の3で、残り
4分の1は夫の兄弟姉妹にいくことになります。
そこで、このような事態になるのを回避するた
めの方策として、夫が「全財産を妻に相続させる。」
という遺言をしておくのです。そうすれば、遺言
どおり、妻が全財産を取得できることになるので
す。遺言は「老いた妻への感謝状」です。

●相続人同士が不仲または疎遠なとき

例えば、先妻の子と後妻との間では、血縁関係
がなく、とかく感情的になりやすく、遺言で、き
ちんと財産分けをしておかないと、遺産分割で争
いが起こりがちです。また、子供の間や親子の間
が円満を欠くときも、遺産争いとなるおそれがあ
ります。

●相続人以外の人に財産を分けてやりたいとき

長男が死亡した後、その嫁が亡夫の親の世話を
している場合、嫁は相続人ではないので、遺言を
せずその親が死亡すると、遺産は亡夫の兄弟姉
妹が相続し、嫁はなににももらえないことになりま
す。このような場合は、亡夫の親としては、遺言
で相応の財産を嫁に贈与しておく必要があります。
これを遺言による贈与すなわち遺贈といいま
す。内縁の配偶者も相続人ではありませんので、
同様のことがいえます。

●相続人がまったくいない場合

この場合には、遺産は特別な事情がない限り国
庫に帰属します。そこで、親しい人や世話になっ
た人にあげたいとか、社会福祉法人、寺・教会等
に寄付したいという場合には、その旨の遺言をし
ておく必要があります。

遺言の仕方について・・・

- 遺言をする場合、一般的な方式としては、自ら
全文を書いてする方式と公正証書によってする
場合の二つの方法があります。前者を**自筆証書遺
言**といい、後者を**公正証書遺言**といいます。

自筆証書遺言

- この場合、全文を自分で書き、作成の日付を記
入して署名押印する必要があります。訂正した場
合にはその場所を指示し、これをどのように訂正
したかということを付記して署名し、かつ、訂正
場所に押印しなければなりません。

このように厳格な方式が定められていますか
ら、方式どおり作成するのは非常に困難です。ま
た、内容も法律的に不備になりがちです。その方
式や内容が不備な場合には、せっかく作成した遺
言が無効となることがあり、遺言の効力をめぐっ
て、後日紛争となることが少なくありません。

- また、せっかく作ったのに発見されなかつた
り、紛失してしまったり、場合によっては誰かに
見られて手を加えられてしまったり、破り棄てら
れたりする危険もないとはいえません。

- さらに、遺言者の死亡後、遺言書の保管者や発
見者が、これを家庭裁判所に差し出し、遺言書の
検分を受けなければなりません。これを**検認手続**
といいます。

検認手続の申立てに必要な書類は、申立書、申
立人・相続人全員の戸籍謄本各1通、遺言者の戸
籍（除籍・改製原戸籍）（出生時から死亡までの
すべての戸籍謄本）各1通、それに遺言書の写し
（遺言書が開封されている場合）です。

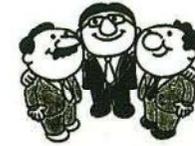
- このように自筆証書遺言はいろいろな難点があ
ったり、家庭裁判所の関与を必要とします。

公正証書遺言

- これに対し、公正証書遺言は、公証人が遺言する人の話を聞いて作成するものです。公正証書遺言の作成にあたっては、遺言者が公証役場に出向き、証人立会いのうえで、遺言の内容を公証人に口頭で伝え、公証人が、その口述等の内容を公正証書に記載して作成します。
- 公証人は、裁判官・検察官・法務局長など法律実務に長く携わり、法務大臣から任命された法律の専門家です。このような法律の専門家である公証人が作成するのですから、法律的に見て不備はなく、その効力が争われることは少なく、安心・確実です。
- 遺言公正証書の原本は、公証役場で半永久的に保管されますから、紛失等のおそれはなく、内容を書き替えられたりすることはありません。また、遺言検索システムに登録されますので、遺言の効力発生後、相続人など利害関係人は遺言をしたかどうかを問い合わせることもできます。
その上、秘密は厳重に守られますし、家庭裁判所の検認手続も不要です。
- さらに、病気で公証役場に行くことができない場合は、公証人が病院や自宅に出張して作成することも認められています。また、口がきけない方や、耳の聞こえない方でも、公正証書遺言をすることができます。例えば、口のきけない方で、自書のできる方であれば筆談により、また自書のできない方は、通訳人の通訳を通じてその意思を伝えれば、公正証書遺言ができます。
- このように公正証書遺言は、自筆証書遺言に比して、いろいろな利点があります。
なお、自分の考えている遺言を的確に遺言公正証書としてもらうには、事前に公証人に相談して、法律的な問題点や表現などについてアドバイスを受けるなどして作成することをお勧めします。

証人について

- 公正証書遺言の場合は、証人2人の立会いが必要です。
しかし、適当な証人がいない場合は、公証役場で証人としてふさわしい人を斡旋してくれることもありますので、公証人に相談するとよいでしょう。



遺言公正証書作成に必要な資料等

- 遺言をする場合、次のような資料が必要になります。
 - 遺言者の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)1通。
 - 遺言者と相続人の続柄がわかる戸籍謄本・除籍謄本等。
 - 相続人以外の者に遺贈する場合には、その者の住民票。
 - 相続させ又は遺贈する財産が不動産の場合には、土地・建物の登記事項証明書(登記簿謄本)及び固定資産評価証明書。不動産以外の財産の場合には、それらを記載したメモ。
- 自分で証人を準備する場合には、その者の氏名・住所・生年月日・職業を記載したメモ。
なお、未成年者、相続人・受遺者並びにその配偶者や直系の血族は証人になることはできません。
- **遺言執行者**(遺言の内容を実行・実現してくれる人をいいます。)を決めておくとなにかと便利ですが、その場合には執行者になる人の氏名・住所・生年月日・職業を記載したメモ。なお、執行者には立会いの証人でも、相続人又は受遺者でもなることができます。
- なお、遺言をしようとして公証役場を訪ねても、その場ですぐに公正証書を作成できるわけではありません。初めに訪れてから公正証書を作成するまでには日数を要することがありますから、公証人とよく打ち合わせをするとよいでしょう。

手数料

- 手数料は、法令により、相続させ又は遺贈する財産の価額を目的価額として計算します。数人に相続させ又は遺贈する場合には、各相続人・各受遺者毎に目的価額を算出してそれぞれの手数料を算定し、その合計額がその証書の手数料の額となります。

例えば、総額1億円の財産を妻に6000万円、子(1名)に4000万円相続させる場合には、妻の手数料は4万3000円、子の手数料は2万9000円となり、その合計が7万2000円となります。ただし、目的価額の合計額が1億円までの場合は、1万1000円を加算すると定められているので、この7万2000円に1万1000円を加算した8万3000円が手数料の額となります。ほかに証書の枚数により手数料が多少必要です。

(平成23年1月1日現在)

目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円

以下超過額5,000万円まで毎に、1億円超3億円までは各13,000円、3億円超10億円までは各11,000円、10億円を超えるもの各8,000円が加算されます。

なお、目的価額の合計額が1億円までの場合は、上記金額にさらに1万1000円が加算されます。

※ 病院や自宅に出張し病床で作成したときは、5割増しになり、ほかに、日当1万円(4時間以内の場合)と交通費が必要となります。

遺言のすすめ

- 公正証書遺言は、自筆証書遺言に比べて、はるかに優れていますから、公正証書で遺言をする人が年々増えてきています。また、一度遺言をしても、周囲の状況や遺言者の心境が変わってきたときは、改めて遺言をすることもできます。
- わが子に限ってごたごたは起こさないだろうから遺言をしなさいということを知ることがありますが、「泣き泣きも、よい方をとる形見分け」という川柳が示すように、あまり当てにはなりません。また、遺言公正証書の有用性はよくわかるが、公証役場まで行くのは手数と費用がかかって面倒だなどという話も聞きますが、後に起こるかもしれない骨肉相喰む醜い紛争を防止するのに役立つとしたら、多少面倒ではあっても公正証書で遺言をしておくだけの値打ちは、十分にあるといえましょう。
- 遺言は、後に残される家族に対する思いやりです。ぜひお気軽に公証役場を訪ねてください。



高松公証役場

760-0050 高松市亀井町2番地1
朝日生命高松ビル7階
TEL (087) 813-3536
FAX (087) 813-3546

お問い合わせは

- 公正証書について、わからないことがあったり、詳しく知りたい方は、上記公証役場にお尋ねください。その他公証役場の所在地のお問い合わせは、日本公証人連合会(電話 03-3502-8050 <http://www.koshonin.gr.jp/>)へ。

公正証書

ご質問と回答

Q&A

日本公証人連合会

Q1

公正証書とは何ですか？

A

公正証書というのは、法律の専門家である公証人の作成する公文書のことです。

Q2

公証役場は何をするところですか？

A

公証役場は、公証人が公正証書の作成・定款や私署証書の認証・確定日付の押印などの事務を処理するところです。
公証役場は、全国に約 300 か所あります。

Q3

公証人には
どんな人がなるのですか？

A

公証人は、多年裁判官・検察官・法務局長・弁護士などの職にあった法律専門家の中から法務大臣によって任命される公務員です。
公証人は、全国に約 500 人おります。

Q4

公正証書はどのようにして
作成するのですか？

A

公正証書は、遺言や契約などについて、公証人が関係者の依頼を受け、その内容を法律上明確にした書面にするのです。

Q5

契約などを公正証書にしておく
利点は何ですか？

A

公正証書の利点はまず裁判などで強力な証拠力を持ちますから安心できます。
その上、これは大変重要なことですが、金銭の支払契約で強制執行の条項をつけておけば、相手が支払の約束に違反した場合には、その公正証書で相手の財産に対して強制執行ができます。

Q6

遺言を公正証書にしておく
利点は何ですか？

A

次のような利点があります。
1) 遺言の原本は、半永久的に無料で公証役場が保管していますから、滅失・偽造などの心配がありません。
2) 本人が死亡したとき、家庭裁判所で検認の手続をとる必要がありません。
3) 本人が死亡したとき、その公正証書ですぐ登記などの手続ができます。

Q7

公正証書として利用される契約の
種類には、どんなものがありますか？

A

売買・金銭の貸借・宅地建物の貸借・贈与・示談など、いろいろな約束ごとを書面にする場合に利用されております。最近では、親族間の金銭貸借などをはっきりさせるために公正証書を作成する場が増えて来ています。

Q8

いま、どんなことが公正証書として多く利用されていますか？

A

これまでに述べた遺言や各種の契約が多く利用されていますが、後に取り上げている協議離婚の約束のほか、任意後見契約に利用されこれが増えています。任意後見は、将来の判断能力の低下にそなえ、財産の管理等の事務を行ってもらう人との間で契約をしておくものです。

Q9

最近では、協議離婚の場合にも、公証役場が利用されているそうですね？

A

協議離婚の届出のとき又は届出後に、子供の養育費・慰謝料の支払・財産の分与などの内容を公正証書にしておく人が増えております。また、年金分割の合意に関しても公証役場を利用し公正証書を作成しています。

Q10

そのほかにどんなことが公正証書として利用されていますか？

A

例えば先使用权・発明に関する立証のための事実実験の経過・結果等に関する公正証書が活用されています。また、延命措置をのぞまないとする尊厳死宣言にも利用されています。

Q11

公証役場で公正証書の作成を頼む場合には何か本人の身分を証明するものが必要だときいていますが、どんなものを持参すればいいのでしょうか？

A

公正証書を作る場合には、公証役場へ出頭したその人が本人であることを証明するために次のような資料が必要です。

- 1) 個人の場合には、印鑑証明書と実印又は、自動車運転免許証・外国人登録証明書・パスポートなどと認印。
- 2) 法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などと代表者の印鑑証明書と代表者印。
- 3) 代理人の場合には、以上のほか、契約の内容を書いた本人の委任状と委任状に押した印鑑の印鑑証明書。

Q12

病気で公証役場へ行けないときでも遺言公正証書が作れますか？

A

あらかじめ、公証役場に連絡すれば公証人が自宅や病院まで出張します。ただ、この場合は出張はその公証役場の管轄内（都道府県単位）に限ります。また手数料の増料や旅費日当が加わります。

Q13

ところで、公正証書を作成する場合の手数料はどのくらいかかるのですか？

A

公正証書作成の手数料は、国が次のとおり定めております。

(目的の価額)	(手数料)
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
以下超過額5,000万円までごとに、	
3億円まで	13,000円
10億円まで	11,000円
10億円を超えるもの	8,000円加算

遺言の手数料は目的の価額が1億円までの場合は11,000円を加算
その他正本等の証書代が必要

■ お問い合わせ ■

公正証書について、わからないことがあったり、詳しく知りたい方は、最寄りの公証役場にお尋ねください。その他公証役場の所在地のお問い合わせは、日本公証人連合会(電話03-3502-8050 <http://www.koshonin.gr.jp/>)へ。

高松公証役場

760-0050 高松市亀井町2番地1
朝日生命高松ビル7階
TEL (087) 813-3536
FAX (087) 813-3546